計　　画　　書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区である国際観光地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別用途地区 （国際観光地区　Ａ地区）	約 68ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。
特別用途地区 （国際観光地区　Ｂ地区）	約 57ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、場内車券売場及び勝舟投票券発売所は建築してはならない。

「位置及び区域は説明図表示のとおり」